1904.10	穀物又は穀物産品を膨脹させて又は煎って得た調製食料品																						
190410.010	1 朝食用穀物調製品（米、小麦、ライ小麦、大麦又は裸麦を単に膨脹させて又は煎って得たものを除く。）	11.5%	B7		7.2%	5.8%	4.3%	2.9%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかを単に膨脹させて又は煎って得た物品の含有量が全重量の50%以上の調製食料品																						
	(1) 米のもの																						
190410.211	－ 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第１項第３号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
190410.212	－ その他のもの		X																				
	(2) 小麦（ライ小麦を含む。）のもの																						